【労務】「令和７年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Ｑ＆Ａ」が公表されています

国税庁から、「令和７年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Ｑ＆Ａ（令和７年５月30日）」が公表されています。令和７年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われましたが、これらの改正のうち、Ｑ＆Ａでは令和７年12月に行う年末調整など、令和７年12月以後の源泉徴収事務に関する事項を中心に取りまとめられています。以下にＱ＆Ａの一部を抜粋してご紹介します。

【改正の概要】

１－１　改正の概要

令和７年度税制改正による基礎控除の見直し等について、給与や公的年金等の源泉徴収に関係する改正の概要を教えてください。

[Ａ]

令和７年度税制改正による基礎控除の見直し等において、給与や公的年金等の源泉徴収に関係する改正の概要は以下のとおりです。

１　令和７年12月１日からの改正

（1）合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。
（2）給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。この改正に伴い、令和７年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。
（3）居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族１人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最大63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。
（4）扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が10万円引上げられました。

２　令和８年１月１日からの改正

（1）「源泉徴収税額表」が改正されました。
（2）公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額が改正されました。
（3）各月（日）の給与及び公的年金等の源泉徴収の際に特定親族特別控除が適用されることとされました(扶養控除等申告書等及び扶養親族等申告書の記載事項が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に変更されました。)。

上記の改正により、令和７年分の給与の源泉徴収事務は以下のとおりとなります（１－２等参照)。
・令和７年11月までの給与に係る源泉徴収事務は従来のとおり行います。
・令和７年12月１日以後に支払う給与から上記１（4）の改正が適用され、令和７年12月に行う年末調整の際には、改正後の基礎控除額など（上記１（1）ないし（4））に基づいて１年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

４－１　年調年税額を計算する上での注意点

令和７年 12 月に行う年末調整での税額計算において注意する点を教えてください。

[Ａ]

令和７年 12 月に行う年末調整の税額計算において、注意する点は以下のとおりです。

①「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正

「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。令和７年 12 月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

（注）　改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、国税庁ホームページに令和７年８月末頃に掲載する「令和７年分年末調整のしかた」に掲載予定です。

②基礎控除額（改正後）の控除

基礎控除額が改正されましたので、従業員から提出を受けた基礎控除申告書を基に、基礎控除額を控除してください。

③特定親族特別控除額の控除

特定親族特別控除が創設されましたので、従業員から提出を受けた特定親族特別控除申告書を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

④本年分の毎月の徴収税額の合計額と年調年税額との差額の取扱い

本年分の毎月の徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときには、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。過納額が生じた場合には、その過納額を年末調整を行った月分(通常は本年 12 月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年７月から 12 月までの分。)として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」（以下「徴収税額」といいます。）から差し引き、過納となった人に還付しますが、年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する徴収税額から差し引き順次還付します。

なお、還付することとなった日の翌月から２か月を経過しても過納額を還付しきれないと見込まれる場合については、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」を作成し、所轄税務署に提出することで、過納額の還付を受けることができます。

参照ホームページ　［　国税庁　］

https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm#a-06